第十八条の四十四第六号を次のように改める。

六　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧私学共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

第二十五条の二十四の三第四号を次のように改める。

四　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧国共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

第二十五条の二十四の三第四号の次に次の二号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第三十二条第一項の規定による障害一時金

四の三　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

第二十五条の二十四の三第五号を次のように改める。

五　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

第二十五条の二十四の三第五号の次に次の二号を加える。

五の二　平成二十四年一元化法附則第五十六条第一項の規定による障害一時金

五の三　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

第二十五条の二十四の三第六号を次のように改める。

六　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧私学共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第二十六条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号ニからヘまでを次のように改める。

ニ　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

ホ　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

ヘ　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

第二十三条第二号中チをヌとし、トをリとし、への次に次のように加える。

ト　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

チ　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

（旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部改正）

第二十七条　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、給料若しくは標準給与の月額」を「若しくは標準報酬月額」に改め、「、期末手当等」を削り、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

第三条から第七条までを次のように改める。

第三条から第七条まで　削除

第八条に見出しとして「（標準報酬総額の補正）」を付し、同条第一項中「標準報酬又は標準給与（以下「標準報酬等」という。）の月額が標準報酬等の等級」を「標準報酬の月額又は標準報酬月額（以下「標準報酬の月額等」という。）が標準報酬の等級又は標準報酬月額の等級」に、「標準報酬等の月額」を「標準報酬の月額等」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「規定する標準報酬等の等級」を「規定する健康保険法の規定による標準報酬月額の等級又は標準報酬の等級若しくは標準報酬月額の等級」に、「標準報酬等の月額」を「標準報酬の月額等」に、「における標準報酬等の等級」を「における標準報酬の等級又は標準報酬月額の等級」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　算定政令附則第六条第一項第一号に規定する当該年度の厚生労働省令で定める基準となる月は、当該年度の六月とする。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第二十八条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第四号を次のように改める。

四　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧国共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

第五十四条第四号の次に次の二号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第三十二条第一項の規定による障害一時金

四の三　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

第五十四条第五号を次のように改める。

五　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

第五十四条第五号の次に次の二号を加える。

五の二　平成二十四年一元化法附則第五十六条第一項の規定による障害一時金

五の三　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金